

## 第5回（仮称）王寺町まちづくり基本条例審議会

日時：令和元年12月13日午後7時～

場所：やわらぎ会館3階小会議室2

### 1. 開催要件の確認について

委員15名中15名が出席しており、審議会が成立することが事務局から報告された。

#### 【会長】

かなり寒くなってきた中、本当にご苦労様です。今日からは条例の具体的な中身、どういう条文にしていくのかについて皆さんに議論を始めていただきたいと思っています。

前回の審議会で、全体のおおよその枠組みについて議論していただきました。もちろん、中身が詰まっていかないと最終的に入れる条文や条例の構成は決まらないのですが、前回議論した大きな枠組みを念頭に置きながら、それぞれの条文の中に盛り込む内容について、今回から何回かに分けてしっかりと議論していただければと思います。

私たちの議論の根本となるところ、中身をどういった方向で考えていったらよいのかについて議論いただく大事な機会が、今回からの議論に集約されると思っています。

全体を見回して、後々修正することはありますが、まずは一番の根本となるたたき台を議論いただきます。

今後のスケジュール等については、事務局から説明があるかと思いますが、今日も限られた時間の中で、将来の王寺町のまちづくりの方向性に沿った条例の内容になるように、ぜひ知恵を絞っていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

### 2. 町民ワークショップの開催報告

#### 【会長】

先週の土曜日に町民ワークショップを開催しました。委員の方にもオブザーブをしていただいたと聞いています。

まずは、事務局から町民ワークショップの開催報告をお願いします。

事務局から、資料をもとに以下の報告があった。

日時：令和元年12月7日(土)9:30～12:00

場所：やわらぎ会館4階多目的ホール

参加者：24名

内容：ミニレクチャー「まちづくり基本条例について」

○今回の町民ワークショップの目的

○まちづくり基本条例とは

## ○参画・協働とは

ワークショップ「こんな王寺町にしたい！」

4班×6名に分かれて、自分たちが望む王寺町の将来像について意見を出し合った。

【主な意見】（こんな王寺町になってほしい）

- ・ 子どもや若者が多いまち
- ・ 人が集まってくる活気のあるまち
- ・ コミュニティが活性化し協働できるまち
- ・ 生活利便性の高いまち
- ・ 災害に強いまち
- ・ 教育が充実しているまち
- ・ 高齢者に優しいまち
- ・ 景観が良いキレイなまち など

現在、事務局で内容の取りまとめ中であり、後日詳細について報告する。

### 【会長】

町民ワークショップの開催が先週ということで、内容の取りまとめがまだ完全にはできていないようですので、改めて報告していただきたいと思います。

### 【委員】

お願いなのですが、資料については和暦表記のみではなく、最低でも新聞と同じく和暦と西暦の併記をお願いします。

### 【会長】

併記ということも当然考えられますので、事務局で検討をお願いします。

## 3. 章ごとの内容検討について

### 【会長】

まずは12月以降の審議会の進め方について事務局から説明いただき、その後、了解いただいた順番に従って内容の検討を進めたいと思います。

資料1・2をもとに、12月以降の審議会の進め方について事務局から以下の説明があった。

- ・ 12・1・2月の審議会で、条例の各項目について検討していく。
- ・ 大きく12個の項目があり、各回4個ずつ議論していく。その中で、審議会で重点的に議論する項目と、事務局からの提案をもとに確認していただく項目があり、重みを変えた議論の仕方をしていく。

12月審議会	1月審議会	2月審議会
用語の定義★ 行政の責務 住民の権利と責務★ 議会の責務	条例の位置づけ 条例の検証と見直し 参画と協働★ 連携と協力	目的 理念★ 原則★ 前文★

※★が着いている項目は、審議会で重点的に議論するもの

- ・ 事務局からの提案をもとに確認する項目は、どこの自治体においても大きな差が出てくるものでない項目であり、あまり王寺町の特徴が出せるというものでないため、一般的な表記として事務局から提案する。
- ・ 合意を取って決定していくことになるが、合意されたこと、されていないことがはっきりできるように、事務局が「条例に反映する・とり入れることとして合意したこと」、「条例に反映しない・とり入れないものとして合意したこと」、「判断されていないもの」の3つに整理して、各審議会の初めに確認する。

また、第4回審議会までの議論の中で、合意できているものと判断されていないものについて以下を確認した。

〈条例に反映する・とり入れることとして合意したこと〉

- ・ まちづくりの主人公が誰であることを明記する。
- ・ まちづくりの様々な担い手がきちんと位置づけられること。
- ・ 難しい表現は避け、シンプルで分かりやすい条例にする。

〈判断されていないもの〉

- ・ 町議会の大項目は必要か。
- ・ 「学校」を大項目として追加してはどうか。
- ・ 行政の項目の数を減らすかどうか？
- ・ 用語の定義は、章として置くか、用語集にまとめるか。
- ・ 「条例の位置づけ」は末尾より、3番目くらいにしてはどうか。

〈条例に反映しない・とり入れないものとして合意したこと〉

- ・ 特になし

### 【会長】

事務局からの提案をもとに確認する項目は、すでに先行の自治体で議論が尽くされていたり、形式的に置いておくべきであろうというものです。その中身について議論をしなくてもよいというよりは、議論をしても行き着くところは変わらないということです。

事務局から説明のあった、これからの進め方についてご意見やご質問があればよろしくお願ひします。

**【委員】**

個人的な感想かもしれませんが、全体の構造を議論してそれから個々の議論に移っていく方が分かりやすいと思います。事務局で準備したシナリオに沿って個々の議論をして、それぞれに対して決定しても、全体を見ると違ってくるのだと思います。個別にはこれでいいと思ったことでも、全体の中で考え直すと本当にそれでよかったのかという観点になるのではないのでしょうか。

まちづくり基本条例をつくることは決まっていますが、目的や全体の構成について最初に確認したうえで個々の議論に入っていくなど、常に全体像を示すことで、今からどの部分の話を進めていくのかを把握できた状態で議論する方が分かりやすいという印象を受けました。

**【会長】**

条例の全体像については、第4回審議会までに他の自治体の構成も含め、構成案をご覧いただきました。それをいろんな観点から議論いただいたうえで、全体像を固めるにあたって、中身を見ないと分からないという議論だったと記憶しています。もちろん、ご意見をいただいたように、全体像を議論してから中身に入るといった議論もあろうかと思っています。

**【委員】**

全体像を全部議論してから中身に入ることではないと思っています。仮で置いておいて、それを毎回示しながら進めたほうが良いのではないのでしょうか。

**【会長】**

その資料については、第4回審議会の時に出したものだと考えていますが、それ以上のものが必要でしょうか。

**【委員】**

常に示しながら進めないと迷子になってしまうと思います。イメージとしては、章の構成案を毎回の審議会資料として1枚付ける程度です。

もう1点、論点の中で「行政や議会の責務」については他の自治体とあまり変わることはないというお話がありましたが、いかに王寺町の特徴を出していくのかという観点から考えると、そういう前提で話さないほうがよいのかなと思いました。

**【会長】**

条例の構成についての資料を付けることは、議論の助けになろうかと思っていますので、次回以降にぜひそうしたいと思います。

また、議論の重点項目とそうでないものの設定はあくまで事務局が行ったもので、「行政や議会の責務」についてひとまずは事務局提案という整理をしていますが、この審議会でも議論しないということではありませんので、委員の皆さんの判断で議論していただければと思います。

事務局から資料3の説明後、「用語の定義」、「住民の権利と責務」、「町議会の責務」、「行政の責務」の4項目について、グループごとに内容を検討した。

#### 【各グループの項目ごとの内容検討発表】

##### 〈1班〉

「用語の定義」に何を入れるかについて、細かく入れていくのかという議論から入りました。この条例の目的に合わせて、入れる内容が変わってくるという議論がありましたが、個々の条文で書けるものはそこに譲って、本当に大事なことに絞って定義するという結論となりました。

その中で、「町民が主役」、「町民が輝く」ということがこの条例にとって大事だと考えました。町民が何かしたいとなったときにきちんと支援できるような条例にしたいと話しました。そのため議会や行政が応じ、もちろん住民の役割も大事になってきます。

最終的に、「用語の定義」の中に入れるものとしては、「住民」、「町民」、「参画」、「協働」、「まちづくり」になりました。「まちづくり」については、うまく定義ができれば入れてもよいし、目的に書けるのであればそちらに回してもよいかなという話がありました。

「町民」と「住民」の定義の範囲についてですが、「住民」とは、王寺町に住民票があつて、税金を納め、住んでいる人であり、「町民」とは、王寺町に関わる人として、色んな人を取り込んでいくように考えました。「町民」の範囲の中で、どこまで入れるのかという議論もあったのですが、定義としては限定せずに、個々の条文で町民はこういったことをしてはいけないということを書けばよいということをお話ししました。

そこで、「住民の権利と責務」で何を書くのかというところで考えました。「住民の権利と責務」ではなく、住民が権利を持ち、その権利を守る責務を行政や議会が負うという発想で、まちづくりへの取組みの環境を求める権利などです。誰か手を挙げたら、サポートするという条項にしていこうとなりました。できれば、このまちづくり基本条例の中で、その仕組みまで書き込めるのがいいのではないかという議論がありました。

##### 〈2班〉

この条例の元々の組み立て方が、「王寺のまちがこうなったらいいな」という漠然としたものだと考えて、全体として用語の定義づけをはっきりとしないという結論に至りました。

議論は、「住民」と「町民」はどう違うのかというところからでした。生活者という視点で考えると「住民」であり、働いている人なども含めた幅広い定義だと「町民」ということになったのですが、私たちの生活の主体を考えると、「住民」という言葉が適切なのではないかとなくなりました。総合計画でも「住民」という言葉を使っていますので、そのバランスを考えても「住民」という言葉がよいということになりました。

「住民」の定義づけについては、はっきりと住民とはこうだと主張するのではなく、それぞれが持っているイメージで解釈してくださいというのが基本的な考え方です。細かく定義したものは総合計画などがあるので、個別の条例などがこの条例の定義に反することのないように、この条例の中では、はっきりと書かなくてよいとなりました。

難解な言葉が出てきたら、その条項で説明しようかという話もあったのですが、そもそもこの条

例を中学生でも理解してもらえるものという位置づけで考えたので、そもそも難解な言葉は使わないようにしましょうとなりました。例えば、「参画」ではなく、「参加」という言葉を使うなどです。どうしても難解な言葉を使うときには、「用語の定義」で説明することがあるかもしれませんが、それは全体の中で決めてはどうかとなりました。

行政や議会との関係だと、住民が主体で、その関係の中で行政や議会に触れ、ボリュームを減らして書くぐらいでいいのではないかという議論でした。

#### 【会長】

それぞれのグループでかなり違ったところ、重なったところと色々いただきました。今日は全て結論を出す必要はありませんが、結論が出せるところは全体で共有し、今後を持ち越すものも含めて整理ができればと思います。

「用語の定義」では、2班では、基本的にはあまりちゃんと定義しないというところで、必要があれば別の文章をつくる、個別の条項等で改めて決め直すという方針で、それでも「住民」や「町民」という言葉は出てくるので、定義はしないまま「住民」、「町民」を使っていくということでした。

1班では、細かい言葉の定義までは必要ないと思うが、定義する言葉についてはできるだけ幅広く捉えましょうという意見をいただいていたかと思います。

輪郭はあまりはっきりさせないということと、幅広く捉えましょうということでは若干ニュアンスが違いますので、どちらかのグループからうちの方が良いという意見があればお願いします。

#### 【ファシリテーター】

2班では、一つの単語だけで考えると難しいので、全体の文章が出てきて、どうしてもその単語は説明が必要だというものを抜き出してつくりましょうという意見でした。

#### 【会長】

個別の条項で必要な時に改めて考えるということですね。

#### 【委員】

1班では、先ほど説明した「住民」、「町民」、「参画」、「協働」の4つについては、重要だからここで定めておきましょうという意見でした。言葉の定義については、曖昧な表現ではなくきっちりと定めて方向性をはっきりとさせるということでした。

#### 【会長】

「住民」と「町民」はかなり幅広い範囲にするということでしたよね。

#### 【委員】

特に町民についてはそうです。

**【委員】**

補足説明をすると、町民とは王寺町に関わる全ての人で、法人も含まれます。その中で、王寺町に住民票を持っている人を、住民と特定しようという考え方です。

**【会長】**

王寺町に住んでいなくて、通学している人なども町民に入りますよね。

**【委員】**

はい。

**【会長】**

どちらの班の意見にしる、「住民」か「町民」について何かしら決めなければならないという点では同じですので、まずは狭い意味の「住民」と広い意味の「町民」を採用し、今後それぞれの条文を検討していただく中で改めてどのような規定の仕方をすればよいかを考えてもう一度戻ってくるといの方針で取りまとめをさせていただきます。

「参画」と「協働」では、きちんと定義しなくてはならないという意見をいただきました。2班では「協働」については議論いただいていたようでしたが、この2つの用語については、「用語の定義」に入れ、条文の中身はひとまず他の自治体を参考にしたものにしておいてよろしいでしょうか。条文の中身については今後の検討としたいと思います。

**【委員】**

「協働」について、「住民の権利義務」と言ったときに、「義務」という言葉が強いので、一緒にやっけていきたいと思いますという意味で、「協働する」というような柔らかい言葉にしてはどうかという話がありました。

**【会長】**

どちらにしても「参画」、「協働」を条例の「用語の定義」の中に入れておくということによろしいでしょうか。

**【委員】**

全体の中で使う場所があれば入れるということです。

**【会長】**

「参画」と「協働」についても、「用語の定義」に出すということにして、ただし個別の条文を考えなければならぬだろうと今のところ想定していますので、そこで議論を深めて、定義の仕方や「用語の定義」での扱い方に立ち戻りたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、ひとまず「用語の定義」に入れるということを進めたいと思います。

それから、「まちづくり」を「用語の定義」に入れるというところはいかがでしょう。今のところ

ろは結論出ずということによろしいでしょうか。今後、各条文を検討する中で、改めて「まちづくり」をどう定義したらよいか、条例の中で位置づけたらよいか考えましようということにします。

続いて、「住民の権利と義務」についても議論いただきました。

1班では、住民と町民を分けるということでした。広い意味での町民の権利と義務というのは、広義にすると明確なものを言いにくいかもしれません。そういったことを踏まえつつ、町民と分けて、住民の権利と義務を書いてはどうかという意見をいただいています。町民の権利・役割を区分して論じてはどうだろうか、そして、住民の義務については、直接この条例では出てきにくいのではないかとということで議論をいただいていたかと思います。むしろ、町民（住民）の積極的な権利を行政や議会、あるいは他の町民（住民）の方が支えてあげる義務があるという位置づけでした。

2班では、あまり定義はしないということでしたので、改めて「住民」や「町民」という言葉を考える時に権利と義務を改めて考えましようということになると思います。

「町民」と「住民」を分けて考えて、その中で町民の権利があり、そしてその町民の権利を保障することを行政や議会、他の町民が義務として負うというような整理の仕方でひとまず置いて、それぞれの条項を検討していく中で、改めて戻って考えるということによろしいでしょうか。

#### 【委員】

1班で意見として出たのが、住民の「義務」という言葉はおかしいということでした。「住民の権利」だけで定めて、あとは「住民の役割」という条項は置いてもよいのですが、「義務」という言葉は使わないということでした。

#### 【会長】

「住民の義務」という言葉は使わず、「住民の権利」と「住民の役割」ということで話をいただきました。それから「町民の権利」はこのままでよいでしょうか。

#### 【委員】

1班でまとまったのは、「町民の権利」だけです。

#### 【委員】

「町民」か「住民」のどちらの言葉かは別として、1班では「町民主権」という言葉を使ったのですが、それを支える行政と立法という位置づけで、まずは町民の「義務」を前面に押し出すというよりは、町民の「権利」を明確に書いて、それを支える行政と議会を書き、「役割」など義務的なところは条例の最後の方に書くことで、この条例を守っていくために住民は努力するぐらいの書き方かなという意見でした。

#### 【委員】

「住民の権利と義務」と書くと、住民が権利も持って義務も負っているようですが、住民の権利を保障する義務者は住民ではなくて行政や議会だと考えました。



ですので、「住民の権利」とは別に「住民の役割」を書く方がよいと思いました。

**【会長】**

「住民の権利と責務」とはせず、「住民の権利」をしっかりと書く。そして「住民の権利」を保障する責務を行政と議会が負うという考え方です。同時に「町民の権利」もあって、その権利も行政・議会がそれを保障する責務を負うという位置づけでよろしいですか。

**【委員】**

2班で出た意見はそちらの班のものとは違いました。「権利」の言い方はきついので、「求める」とかだと思のですが、1班では「権利」と「責務」を分けるという話でしたが、権利を主張したら義務を負うというのが2班の解釈でした。天秤にかけて同じ割合で釣り合うように、協働する、協力するというような言い方で書いてはどうかという意見でした。

**【委員】**

中身は同じですが、定義の仕方が違うということです。

**【会長】**

「権利」と「責務」という言い方について、明確な「権利」条項、「責務」条項として定めるのではなく、むしろ住民として求めるものあるいはその求めに応えるものというようなところを考えてはいるのだけれども、それは「権利」や「責務」という言い方をするのかどうかについては議論がありますので、これも改めて議論していただきたいと思います。

**【委員】**

1班での意見の中で大事だと思っているので強調したいのですが、「町民の権利」の部分で、いろんな権利がありますが、まちづくり基本条例にすべて書ききれないわけではないので、最終的に町民にとっての究極の権利は何だとなったときに、「誰もが活躍できる権利」がそうなのではないかという意見がありました。

章は違ってくるかとは思いますが、「町民誰もが活躍できる権利」をサポートするのが行政であって、その行政を後押しするのが議会であるということが1班で出た意見で大事な部分です。

**【会長】**

その権利の中身については一応保留とさせていただきます。ただし、こういう意見があったということは間違いありませんし、誰もが活躍できるというような内容については全体で合意できていると思いますので、権利と言うかどうか、どういう定め方をするかについては改めて議論させていただければと思います。

それでは、「行政の責務」と「議会の責務」についてですが、2班ではさらっと書いて、事務局提案を整理するぐらいでよいのではないかということでした。1班では、住民を支えるという意味での行政と議会の責務ということを中心に議論していただいたかと思います。

さらっと書いてどこまで書けるかというのはありますが、「行政の責務」、「議会の責務」を書き込むということにしたいと思います。ただし、さらっと書くというときの中身については決まりませんので、次回以降、整理して改めて提案させていただきます。

今回で主に議論していただくところは決まらないのでどんどん先延ばしにしているのですが、これはこういうものだという理解をお願いします。今後も議論を深めていただいて、行ったり来たりを繰り返して、審議会の結論を上手に導いていけたらと思っていますのでよろしくお願いします。

内容の検討について、今回は次回の検討するものについて議論させていただきますが、今回の振り返りも次回させていただきます。

#### 4 その他

##### 【事務局】

第4回審議会にて、審議会後に議論の中身や運営の方法について言い残したことがあり、発言したいという意見があった。そういった場合は審議会後1週間以内にメール等で事務局に連絡してほしい。

以上